

平成29年第4回喬木村議会定例会会議録 (第 1 号)

平成29年12月4日（月曜日）

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名（2番 下平貢議員 ・ 3番 福澤眞理子議員）

第3 会期の決定

第4 村長あいさつ

第5 諸般の報告

1 議長の報告

2 議案説明員の出席要請の報告

第6 報告

報告第13号 斑状歯の治療に対する給付額を定めることについて

報告第14号 平成29年度喬木村一般会計補正予算（第3号）について

第7 議案審議

議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 喬木村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 平成29年度喬木村一般会計補正予算（第4号）

議案第66号 平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 67 号 平成 29 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 68 号 平成 29 年度喬木村水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 8 請願

請願第 7 号 受動喫煙防止法に関する請願書

3. 散 会

応集議員 12 名

出席議員 12 名
(別表のとおり)

欠席議員 0 名
(別表のとおり)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

1. 開 会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただいまから平成29年第4回喬木村議会定例会を開会いたします。

2. 日 程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、議会が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、2番、下平貢君、3番、福澤真理子君を指名します。

=== 日程第3 会期の決定 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、会期の決定。

会期につきましては、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

11月24日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。
今定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間とし、その日程につきましては、お手元に配布してあります日程表によることといたしました。

本日、上程されます議案は、報告2件、議案8件です。

その審査につきましては、即決していただく報告2件を除いては、議案一覧表のとおり、委員会付託することといたしました。

また、請願1件を受理しております。

受動喫煙防止法に関する請願書については、社会文教常任委員会に審議を付託することとしました。

次に、12月16日に行われます一般質問の通告締め切りは、12月5日、火曜日、正午といたしましたので、申し合わせ事項を遵守し、質問事項及び要旨をできるだけ明確に記載し、定刻までに通告されますようお願いいたします。

全員協議会は、本日と最終日に予定しております。

12月19日、最終日、追加議案の上程が予定されております。

12月16日、予算決算委員会終了後、役場2階会議室2において議会運営委員会を開催いたします。

なお、今回開催される常任委員会が夜間開催となります。審議が終了しない場合は、12月16日を予備日として設定していますので、あらかじめご了承ください。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期、日程の追加につきましては、ただいま議会運営委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月19日までの16日間とし、委員長報告のとおり決します。

=== 日程第4 村長あいさつ ===

○議長（下岡幸文） 日程第4、村長あいさつ。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） おはようございます。

定例会招集にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成29年第4回喬木村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さまにご出席をいただき、平成29年度一般会計補正予算（第4号）ほか重要案件についてご審議をいただきますことに、深く感謝を申し上げるとともに厚く御礼を申し上げます。

今年は、9月17日深夜には台風18号が、それから衆議院議員選挙最中の10月22日に台風21号が接近し、人的被害はなかったものの、いずれも出荷を控えました梨やりんごに大きな被害もたりました。被害に遭われました農家の皆さんは、さぞ悔しい思いをされたことと思います。心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

幸い、りんごの樹オーナー様には、被災の状況を事前にお知らせをしておりましたので、23日の収穫祭では、園主の皆さまのご配慮もありまして、苦情もなく、喜んでお帰りいただいたとのことで、安心をしております。

自然の猛威の前ではなす術がないことを、改めて痛感したところでございます。

さて、本年6月の村議会議員選挙が無投票になったことをきっかけとして、議会改革を模索する中で、8月9日の新聞報道以来、注目を集めております休日・夜間議会の開催につきましては、本定例会より試行することで準備を重ねていただきました。

当面は、予算決算・総務産業建設・社会文教の各委員会を平日夜間に、一般質問を休日に開催してまいります。

人口減少、高齢化社会の到来によりまして、地方議会議員のなり手不足は、本村のみならず多くの自治体で抱える課題であると認識をしております。

勤労世代は、55歳の定年から60歳に、そして現在では、65歳定年といった流れが主流となりつつありますし、農業、商業等自営業者の皆さまにとっても、専業から兼業へと働き方の仕組みが大きく変わってまいりました。加えて、現在の生活スタイルが、ゆとり、自分らしさといった個人の生活の豊かさを重視する風潮が強くなり、自己犠牲を払いながら、人のために、また地域のために活躍したいといった理念が、少しずつ薄れてきたように感じています。

これから、リニア・三遠南信道の開通により、村が大きく変わろうとしている今、多様な世代からさまざまな意見をお寄せいただき、むらづくりの指針とさせていただくことが、これからの喬木村には必要不可欠な要素となります。

議員のなり手不足の解消には、若者、特にサラリーマンであるとか、女性の皆さまに強く村政に関心を持っていただき、議会参加をお願いしたいと思うのですが、勤務先の関係や議員報酬の問題、あるいは活動時間帯の問題等々がありまして、容易なことではありません。

今回、まずは本会議の日程の一部を休日・夜間に開催することにより、昼間仕事を持つ方でも参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。それだけでは議員のなり手が増えるとは思っておりません。

サラリーマンが昼間仕事をして、夜や休日も議会活動を行うというのは、よほど高い志と議員という職業に魅力がなくては、なし得ないことだと思っております。

今回の取り組みによりまして、時間的制約は一定程度解消されますが、議会、議員に対する魅力の向上は、依然課題として残っていると言えますので、今議会は、やっとスタートラインから一步踏み出したところかなと思っております。

繰り返しになりますが、特に若手や女性など、多様な世代が議会活動に参加することは、これからの喬木村の運営には必要なことであり、幅広い世代から参加可能な議会づくりが、リニア開通後のむらづくりにおいても大変重要なことと考えておりますので、今後の成果に期待をし、議会の皆さまの取り組みを、村としては一生懸命応援していきたいと考えております。

次に、リニア中央新幹線について申し上げます。

阿島北地区では、ルート上に位置する地権者の皆さん、隣接者の皆さんを対象に、10月25日に中央新幹線建設予定地に係る測量説明会が開催されたところです。ここでは、事業用地を取得するために、用地測量及び建物等の調査の概要や、用地取得・補償の考え方などが示されております。

当村におきましては、用地測量についてはネクスコ中日本が、用地取得・補償については長野県が、その役割を担うこととなります。併せて説明がされました今後のスケジュールによりますと、来春にかけて用地測量及び建物等の調査を実施し、夏には補償額の算定及び用地補償説明会を開催したいとのJR東海の意向が示されております。ルートのほとんどが明かり区間となる当村においては、事業用地の取得という最初の大きな山場をいよいよ迎えるということになります。

村では、住宅移転を余儀なくされる皆さんを対象に、代替地登録制度説明会を今月中に開催するよう、準備を進めてまいります。早めに情報提供を行うことにより、対象者の皆さんの早期の移転先の用地確保につなげていきたいと考えております。

また、村では、工事着工前後の大気環境が比較できるよう、県の大気環境測定車を用い、9月7日から10月11日まで、阿島北コミュニティ消防センターにおいて大気環境測定を実施しました。工事着工前のデータが出そろうには、もう少し時間が必要とのことですが、今後とも住民の皆さまの負担軽減につながるよう、取り組んでまいります。

堰下地区につきましては、10月29・31日の両日、堰下ガイドウェイ製作・保管ヤード地権者説明会が開催されました。ヤード設置に伴う造成計画や雨水排水の処

理方法、既設水路取り回し、隣接村道拡幅計画について、説明がされたところであり
ます。

J R 東海は、年内に地権者の皆さんと賃貸借契約を締結したいとして、現在、手続
を進めているところです。

また並行して、村道拡幅計画についても、交差点協議等、長野県、長野県警と調整
を進めております。

計画が煮詰まってまいりましたら、周辺地域の皆さまにも説明会を開催するよう、
J R 東海に要望をしているところでもあります。

伊久間地区では、移転対象となる企業 2 社の移転先候補地として、地元の皆さんと
協議をさせていただいてまいりました。

このたび、J R 東海より 2 社とも移転対象となり、それぞれの企業から伊久間地区
へ移転を考えたいとの意思表示をいただきました。

村としましては、候補地を用地取得し、工業団地として整備していきたいと考えて
おり、現在、地権者の皆さんにそれぞれの意向を個別にお聞きをしているところであ
ります。

企業流出は何としても避けたいところでもありますので、地権者をはじめとする伊久
間地区の皆さまのご理解、ご協力を真摯にお願いしてまいりたいと考えております。

続いて、三遠南信道について申し上げます。

先の商工会地域問題研修会の視察に参加された議員の方々もいらっしゃいますが、
飯喬道路 2 工区につきましては、今年度末に開通が予定されております（仮称）龍江
インターチェンジと（仮称）飯田東インターチェンジ間は、順調に工事が進捗してお
りまして、11月23日には記念のウォーキングイベントが盛大に開催されたところ
です。

天龍峡大橋も、完成したアーチ部に支柱部材が取り付けられ、徐々に橋梁としての
姿を現し始めているところです。

静岡県境の青崩峠道路につきましても、青崩トンネルの調査坑が約 75%まで掘削
が完了したとのことで、順調に進捗しているとのことです。

村内におきましては、現在、本線建設工事 1 箇所、工事用道路建設工事 3 箇所、約
6 億円の工事が発注されているところでもあります。

現在、富田地区から搬出される残土の処理を大和知地区で行うため、多くの工事用
車両が通行し、沿線住民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。

現況では、富田地区内の主要地方道下条米川飯田線の幅員が狭く、安全な交通確保ができないため、工事用車両は飯田市内に大きく迂回するルートを取っております。

工事期間中における車両の安全な運行を図るとともに、(仮称)飯田東インターチェンジへのアクセス向上を図る主要地方道下条米川飯田線富田バイパスの早期着工には、当村のみならず飯田市竜東地域にとっても喫緊の課題であります。

議会の皆さまとともに、三遠南信自動車道飯喬道路3工区、主要地方道下条米川飯田線富田バイパスの早期完成を、強く国、県へ働きかけてまいりたいと考えております。

続いて、ICT活用による教育の実証事業につきましては、11月13日には遠隔合同授業公開研究会が行われ、併せて、長野県ICTシンポジウムも開催されました。

議員の皆さまにおかれましても、多くの皆さまに足を運んでいただきまして、ありがとうございました。

今年は、実証事業3年間の最終年ということで、3年生の算数の授業が行われました。また、同じ時間帯には、各教室で電子黒板やタブレットを使った授業も公開され、自由に見学することができるようにいたしました。

子どもたちは既に慣れた様子でICT機器を活用しておりましたが、先生方が一方的に教えるのではなく、自分たちで深く考えながら答えを導き出していく、アクティブラーニングにも有効に活用できる様子を見学させていただきました。

午後は、喬木中学校で県のICTシンポジウムが行われ、各教室でICT機器を使った公開授業が行われました。

分科会を挟んでの講演会では、東北大学大学院の堀田龍也教授よりご講演をいただき、新しい学習指導要領で目指す姿を、喬木村教育は先取りしているとの評価をいただき、本日までご努力をいただきました学校の先生方をはじめ、予算をお認めいただきました議員の皆さまほか関係の皆さまに、厚く御礼を申し上げるとともに、なお一層の取り組みに、子どもたちが授業に関心を持ち、学力向上につながることを期待したいというふうに思っております。

11月18・19日には、村の総合文化祭が盛大に開催されました。昨年より場所を交流センター前に移し、昨年の反省については、極力解決を図りながら開催をいたしました。土曜はあいにくの雨となりましたが、日曜日には肌寒いながら天候に恵まれ、多くの皆さまにご来場いただきました。今年はタレントの高木ブーさんをお招きし、ウクレレライブとトークショーを行いました。

ピーク時には、渋滞により今年も付近の皆さまに大変ご迷惑をおかけしてしまいましたが、村民の皆さまが元気になるイベントとして、来年、再来年と今後も続けてまいりたいと考えております。

さて、県議会の選挙区と定数の見直しを議論する選挙区等調査特別委員会の情勢について申し上げます。

下伊那分割案につきましては、到底受け入れがたいものとして、先月22日には、下伊那郡町村会長及び下伊那郡町村議会議長会長の連名で説明を求める要望を行い、30日に県議会へ出向き、説明を受けてまいりました。

今回の下伊那分割案は、県庁から最も遠い下伊那の県民代表を減員し、なおかつ下伊那を分断し、南西部を行政ニーズの異なる飯田市と合区するという、最も受け入れがたい案であります。

特別委員会では、30日の地元自治体の強い反対要請を受けて、新たに飯田市区と下伊那郡区を合区し、定数を4人とする案を、急遽、本日午後、特別委員会正副委員長が地元首長に説明することとなりました。

地元との調整を置き去りにし、数合わせのための拙速な結論の出し方に、大いに憤慨をしております。

私としましては、下伊那と飯田市区の合区論が出たときに、全く行政課題の異なる市区と郡区を合区することは到底認められない。また、選挙区が合区されることにより、今後、下伊那郡区から議員さんが出せないような危惧があるということで、強く反対の意見を申し上げます。

本日は、12月定例会初日ということで、出席できるかどうかは微妙ですが、ぜひ参加をしたいというふうに思っております。

県議会では、12月定例会最終日に委員長報告を行いまして、条例改正案を提出する予定と聞いております。大変厳しい状況ではありますが、最悪の事態を回避できるよう、粘り強く意見を申し上げていかなければいけないというふうに思っております。

それでは、この定例会に提案します案件について、ご説明申し上げます。

専決報告といたしましては、損害賠償1件、補正予算1件の計2件でございます。

報告第1号につきましては、斑状歯の治療に係る損害賠償に関する報告を行うものです。

報告第2号、平成29年度喬木村一般会計補正予算（第3号）につきましては、衆議院議員選挙の執行に係る経費について、臨時議会を開催することができなかったこ

とから、専決処分にて執行をさせていただきました。

議案としましては、条例案件4件、平成29年度補正予算4件の合わせて8案件でございます。

議案第61号から議案第63号は、人事院勧告に基づき、条例の一部を改正するもので、議案第61号については、議会の議員について、期末手当の支給率を0.05カ月引き上げるものです。

議案第62号は、常勤の特別職について、同じく期末手当の支給率を0.05カ月引き上げるものです。

議案第63号は、一般職の職員について、行政職給料表の改正と、勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げるものです。

議案第64号につきましては、喬木村災害対策本部条例の根拠法の引用について、改正を行うものです。

議案第65号から議案第68号までは、一般会計及び2つの特別会計並びに1事業会計の補正予算となります。

議案第65号、喬木村一般会計補正予算（第4号）の主なものとしては、人事院勧告に伴う給与月額等の改正等により、議会議員、常勤特別職及び職員の報酬、給料、手当等を計上したほか、公共施設8箇所に公衆無線LANを整備する事業に1,800万円、村道7号線落石防護網工の増工など社会資本整備総合交付金事業に1,403万円、村単道路改良工事2箇所に700万円を計上しております。

歳入では、公衆無線LANの総務省補助金1,200万円、中原分譲地の売却で440万8千円、辺地対策事業債1,230万円、地方交付税2,916万7千円を計上しております。

議案第66号、喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、現在のところ、想定しておりましたよりも医療費が安く推移しているため、今後を見通す中で、保険給付費を3,741万円減額し、それに伴う歳入の見直しを行い、総額では3,721万1千円の減額を行っております。

議案第67号、喬木村介護保険特別会計補正予算（第3号）並びに議案第68号、喬木村水道事業会計補正予算（第3号）は、人事院勧告に伴う給与費の補正になります。

各案件とも後ほど担当課長より説明をさせますが、慎重審議の上、全案件ご承認いただけますようお願い申し上げます。

また、最終日には、工事請負の変更契約等2件の追加議案の提出を予定しておりますので、こちらにつきましてもよろしくお願い申し上げます。

さて、今議会が私の任期4年間で最後の定例会となりました。

この4年間を振り返ってみますと、リニアの方線が決まり、三遠南信道飯橋道路3工区への工事の槌音が聞こえる中で、これからの変革の時代を迎えようとしている本村の舵取りをどうやってやっていくのか、試行錯誤を繰り返しながらも、着実に政策の実現が図ることができたように思っております。

私にとりましては、とても充実したやりがいのある4年間でありました。

これもひとえに、一生懸命未熟な私を支えてくださいました村民の皆さま、ご指導、ご助言、ご意見をいただく中で、村政運営の車の両輪として、行政活動を前へ前へと推し進めていただきました議会の皆さま、公務で村を離れることの多い私を確実な実務で支えてくれました職員の皆さん、多くの皆さんに支えられての4年間でありました。

本村は、安心、安全な暮らしの実現、高速交通網時代を迎えるにふさわしい社会基盤整備、人口減少社会にあって、これからの保育所のあり方を含む人材教育のあり方について、老朽化が進む公共施設の長寿命化対策等、まだまだ多くの困難な課題を抱えております。

引き続き、議会の皆さまには、喬木村の明るい未来構築のために、力強くご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私も、本定例会を含め、残された任期をしっかりと全うし、これからの課題解決にしっかりと向き合っていきたいと考えております。

以上をもちまして、私からの12月定例会招集のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 村長あいさつを終わります。

=== 日程第5 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第5、諸般の報告。

◇ 1. 議長の報告

○議長（下岡幸文） はじめに、議長の報告をいたします。

10月3日から26日までの間に、村内16会場におきまして議会報告会を開催い

たしました。

11月6日・7日、総務省、国土交通省、財務省、文部科学省を訪問し、要望書を提出いたしました。総務省、文部科学省では、意見交換の時間を設けていただき、質疑を通して課題の共有、今後の方向性について、子細いただく機会となりました。

要望書の提出にあたっては、地元選出の国会議員に紹介議員となっただきまして、併せて訪問をいたしまして、要望書の内容実現に向けまして、お願いをしてきたところであります。

◇ 2. 議案説明員の出席要請の報告

○議長（下岡幸文） 次に、本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請しましたことを報告いたします。

=== 日程第6 報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第6、報告。

◇ 報告第13号 斑状歯の治療に対する給付額を定めることについて

○議長（下岡幸文） 報告第13号、斑状歯の治療に対する給付額を定めることについてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、報告第13号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第14号 平成29年度喬木村一般会計補正予算(第3号)について

○議長(下岡幸文) 報告第14号、平成29年度喬木村一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

林企画財政課長。

○企画財政課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(発言者なし)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、報告第14号については、承認することに決定いたしました。

=== 日程第7 議案審議 ===

○議長(下岡幸文) 日程第7、議案審議。

◇ 議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長(下岡幸文) 議案第61号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に審査を付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第62号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文）議案第62号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に審査を付託す

ることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 議案第63号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明願います。

村澤総務課長。

○総務課長(村澤明彦) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に審査を付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第64号 喬木村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 議案第64号、喬木村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に審査を付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第65号 平成29年度喬木村一般会計補正予算（第4号）

○議長（下岡幸文） 議案第65号、平成29年度喬木村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明願います。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に審査を付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 66 号 平成 29 年度 喬木村 国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（下岡幸文） 議案第 66 号、平成 29 年度 喬木村 国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に審査を付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 67 号 平成 29 年度 喬木村 介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（下岡幸文） 議案第 67 号、平成 29 年度 喬木村 介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に審査を付託するこ

とに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第68号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(下岡幸文) 議案第68号、平成29年度喬木村水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明願います。

福澤建設課長。

○建設課長(福澤博之) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に審査を付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

=== 日程第8 請 願 ===

○議長(下岡幸文) 日程第8、請願。

◇ 請願第7号 受動喫煙防止法に関する請願書

○議長(下岡幸文) 請願第7号、受動喫煙防止法に関する請願書についてを議題といたします。

ここで、紹介議員から説明を求めます。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 受動喫煙防止法に関する請願書を朗読させていただきます。

平成29年11月21日、議会議長、下岡幸文様。

請願人は、一般社団法人日本禁煙友愛会で喬木支部長の桑原栄蔵様からです。

紹介議員は、私、櫻井登でございます。

朗読させていただきます。

請願の趣旨、次期国会において、受動喫煙防止法が可決成立するよう、国に対して意見書を提出してください。

請願の理由、WHOの「たばこ規制枠組み条約」の取り組みに対して、我が国は努力義務に甘んじていて、世界からの遅れが指摘されています。

先進諸国では、すでに喫煙に対して罰則付きの法案の作成や、喫煙の害を訴えるたばこのパッケージ・デザインの採用などの取り組みがなされております。

たばこの有害性が明らかになっても、我が国では国による積極的な禁煙取り組みのなされていないのが現状であります。

今国会で厚生労働大臣は、「受動喫煙がなければ年間に15,000人の命が助かる」と答弁しております。

国民の生命・健康を守るため、食堂や居酒屋等を原則禁煙とする受動喫煙防止法が次期国会において可決成立するよう、国に対して意見書の提出を願います。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第7号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

3. 散 会

○議長（下岡幸文） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前10時02分